

最高裁民三第410号

(庶ろ-03)

平成28年7月15日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

管財人等協議会の開催について（通達）

標記の協議会を別紙の要領によって開催してください。

なお、協議会終了後、2箇月以内に、その開催の日時等を別紙様式により、当局第三課倒産手続係宛てに文書管理システムを利用して報告してください。

おつて、協議結果については、単位弁護士会にその結果の周知を働き掛けるなどして、協議員以外の者にも広くその結果が伝わるよう配慮してください。

(別紙)

管財人等協議会開催要領

- |   |      |                                                           |
|---|------|-----------------------------------------------------------|
| 1 | 主催   | 各地方裁判所                                                    |
| 2 | 期日   | 平成28年9月から平成29年3月までの間の1日                                   |
| 3 | 場所   | 各地方裁判所                                                    |
| 4 | 協議事項 | 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項                                   |
| 5 | 協議員  | 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員、管財人及び個人再生委員並びに会社更生事件の管財人等          |
| 6 | 参列員  | 各地方裁判所が定める人数<br>各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官<br>各地方裁判所が定める人数 |

(別紙様式)

平成28年度管財人等協議会開催報告

開催場所 \_\_\_\_\_ (庁名) \_\_\_\_\_ 地方裁判所

1 日時	
開 催 日	平成 年 月 日
開始及び終了の時刻	時 分 から 時 分 まで
2 参加者数	
協 議 員 数 (オブザーバー等の出席者 を含む。) ※	人
参 列 員 数 ※	人
3 その他	

※ 「協議員」及び「参列員」の定義は管財人等協議会開催要領参照 (最民三)